

令和7年度監査計画

1 監査委員の使命

監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）により設置された独立の執行機関として、法に定められた権限にもとづいて、公正不偏の立場から監査等を実施し、その結果に関する報告を決定し、これを議会および市長等に提出し公表することにより、民主的かつ効率的な行政運営を確保し、もって住民福祉の増進と地方自治の本旨の実現に寄与する。

2 基本方針

青梅市監査基準にのっとり、公正で合理的かつ能率的な市の行政運営確保のため、単に違法、不正の指摘にとどまらず、指導を念頭に置いた監査等を実施することにより、本市行政の適法性、効率性、妥当性を検証する。

3 監査等の内容

令和7年度に監査委員が実施する監査等の内容は、次のとおりである。
なお、具体的な内容は、各監査等の実施計画において別に定める。

(1) 定期監査（法第199条第1項、第2項および第4項の規定による監査）

各課で所管する財務に関する事務等が、法令等にもとづいて適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査する。

(2) 決算等の審査

ア 決算審査（法第233条第2項および地方公営企業法第30条第2項の規定による審査）

令和6年度の各会計決算について、事務事業の見直しや事務効率の状況把握に努め、総合長期計画や行財政改革の進捗状況を考慮しながら、厳しい財政状況の中での市民福祉の向上に向けた行政効果に視点を置き、決算その他関係諸表の計数の正確性を検証する。

さらに、予算が法令等にもとづいて適正かつ効率的に執行されているか、事務事業が経済的かつ効果的に行われたか等を主眼として審査する。

また、公営企業会計決算については、会計処理が的確に行われ、

地方公営企業法およびその他関係法令に準拠し作成された決算書類が適正なものとなっているか、事業の経営が経済的かつ効率的に行われたかを検証することを主眼として審査する。

なお、病院事業会計については、公共性の確保がなされたかについても審査する。

イ 基金運用審査（法第241条第5項の規定による審査）

定額資金運用基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているか等を主眼として審査する。

(3) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項の規定による審査）

健全化判断比率、資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかを主眼として審査する。

(4) 例月出納検査（法第235条の2第1項の規定による検査）

各会計の現金の残高および毎月の収支状況を対象として、計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかを主眼として、毎月下旬に実施する。

なお、その他監査委員の判断により対応する。

4 監査等の実施予定

監査等の種類	監査対象	実施期間
定期監査		
第1回	・学校教育部（教育総務課、学務課、指導室、教育指導担当）	4月～6月
第2回	・市民センター5か所（青梅、長淵、梅郷※、沢井※、東青梅） ※出張所取扱事務を含む。	8月～10月
第3回	・公営企業（モーターボート競走事業）	10月～12月
第4回	・都市整備部（管理課、土木課） ・公営企業（下水道事業）	12月～2月
決算審査		
一般・特別会計、下水道事業会計、病院事業会計、モーターボート競走事業会計決算審査、健全化審査		7月～8月
決算審査結果講評、健全化審査結果講評		8月
例月出納検査		毎月下旬

5 監査等の実施体制

監査委員 2 名および監査事務局職員 4 名により監査等を行う。

6 監査等の結果にもとづく措置状況の把握について

- (1) 定期監査については、追跡調査を実施し、監査の指摘、要望等に対する措置状況の報告を求める。

なお、法第 199 条第 14 項の規定にもとづき、当該報告の中で措置を講じた場合は公表する。

- (2) 決算審査についても、定期監査に準じて監査の指摘、要望等に対する措置状況の報告を求めるものとする。